

岩手県告示第7号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

令和元年5月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成31年3月31日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社照井電機
 - イ 主たる営業所の所在地 花巻市上根子字中野37番地
 - ウ 代表者の氏名 佐々木勝紀
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-29）第4567号
 - (3) 処分の内容 電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成31年3月28日付けで電気工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成31年4月3日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社丸義工務所
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市東中野字見石35番地4
 - ウ 代表者の氏名 横澤昭博
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-28）第5409号
 - (3) 処分の内容 土木工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成31年4月2日付けで土木工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成31年3月19日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社荒屋タイル店
 - イ 主たる営業所の所在地 上閉伊郡大槌町小槌26地割172番地2
 - ウ 代表者の氏名 荒屋正光
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-29）第5929号
 - (3) 処分の内容 タイル・れんが・ブロック工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成31年3月19日付けでタイル・れんが・ブロック工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成31年4月8日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 佐野峯工務店
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市永井12地割192番地
 - ウ 代表者の氏名 佐野峯清
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-26）第20016号
 - (3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成31年4月5日付けで建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工

事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

- 5(1) 処分をした年月日 平成31年4月8日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 有限会社吉永建設工業
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市浅岸二丁目13番11号
 - ウ 代表者の氏名 吉田憲行
 - エ 許可番号 岩手県知事許可(般-26)第20371号
- (3) 処分の内容 土木工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成31年4月8日付けで土木工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 6(1) 処分をした年月日 平成31年4月8日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 光内装
 - イ 主たる営業所の所在地 紫波郡紫波町日詰字東裏65番地6
 - ウ 代表者の氏名 小野光広
 - エ 許可番号 岩手県知事許可(般-30)第20962号
- (3) 処分の内容 内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成31年3月27日付けで内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 7(1) 処分をした年月日 平成31年3月26日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 株式会社カネナカ
 - イ 主たる営業所の所在地 釜石市甲子町第5地割62番地1
 - ウ 代表者の氏名 武田富士夫
 - エ 許可番号 岩手県知事許可(特-29)第1878号
- (3) 処分の内容 造園工事業に関する特定建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成31年3月26日付けで造園工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 8(1) 処分をした年月日 平成31年4月15日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 鳥谷峰建設株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 九戸郡洋野町種市第23地割27番地69
 - ウ 代表者の氏名 鳥谷峰一人
 - エ 許可番号 岩手県知事許可(特-26)第5405号
- (3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する特定建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成31年4月12日付けで建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。